

# 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合同規約

昭和44年8月27日  
規約第1号

改正	昭和49年 2月 15日規約第1号	昭和53年 9月 16日規約第1号
	昭和56年 2月 2日規約第1号	昭和57年 1月 19日規約第1号
	昭和58年 1月 24日規約第1号	昭和59年 2月 27日規約第1号
	昭和60年 12月 11日規約第1号	昭和61年 11月 12日規約第1号
	昭和62年 12月 7日規約第1号	平成元年 12月 16日規約第1号
	平成 2年 12月 1日規約第1号	平成 4年 12月 2日規約第1号
	平成 7年 1月 10日規約第1号	平成10年 3月 23日規約第1号
	平成12年 3月 29日規約第1号	平成14年 3月 28日規約第1号
	平成16年 4月 23日規約第1号	平成16年 9月 30日規約第2号
	平成17年 3月 31日規約第1号	平成17年 4月 28日規約第2号
	平成17年 9月 30日規約第3号	平成17年 11月 4日規約第4号
	平成17年 12月 28日規約第5号	平成18年 2月 28日規約第1号
	平成18年 4月 1日規約第2号	平成18年 12月 28日規約第3号
	平成19年 3月 30日規約第1号	平成19年 6月 29日規約第2号
	平成20年 3月 31日規約第1号	

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合（以下「組合」という。）という。

(組織する地方公共団体)

第2条 組合は、別表第1に掲げる地方公共団体（以下「組合市町村」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、別表第2に掲げる地方公共団体の次の事務を共同処理する。

- (1) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づく非常勤の職員（市町村の議会の議員を除く。以下同じ。）に係る災害補償
- (2) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の規定に基づく公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る災害補償

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、和歌山市茶屋ノ丁2番1和歌山県自治会館内に置く。

## 第2章 議会

(議員の定数及び選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合の議員」という。)の定数は7人とし、その選出区分は、別表第3のとおりとする。

2 前項の組合の議員は、別表第3に定める選挙区ごとにその選挙区に応ずる定数により、それぞれ組合市町村の長が互選する。

3 組合の議員が任期満了前に欠けたときは、ただちに後任者(以下「補欠議員」という。)を前項の例により選任しなければならない。

(任期及び失職)

第6条 組合の議員の任期は2年とする。

2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 組合の議員が組合市町村の長でなくなったときは、同時に組合の議員の職を失う。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合の議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合の議員の任期による。

### 第3章 執行機関

(組合長、副組合長及び会計管理者)

第8条 組合に組合長、副組合長2人及び会計管理者を置く。

2 組合長及び副組合長は、組合の議会において、組合市町村の長のうちから選挙する。

3 組合長及び副組合長は、組合の議員を兼ねることはできない。

4 会計管理者は、組合長の補助機関である事務局職員のうちから組合長が命ずる。

5 組合長及び副組合長の任期は、2年とする。

(事務局の設置及び職員)

第9条 組合の事務を処理するため、事務局を置き、事務局長その他職員を置く。

2 前項の職員は、組合長が任免する。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、組合の議員及び識見を有する者のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任された者にあつては、組合の議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任された者にあつては、4年とする。

### 第4章 組合の経費

(組合の経費)

第11条 組合の経費は、組合市町村の負担金、組合の財産から生ずる収入及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額及び納入方法は、別に条例で定める。

附 則

1 この規約は、和歌山県知事の許可のあった日から施行し、昭和44年9月1日から

適用する。

- 2 この規約施行後、組合長が選任されるまでの組合長の職務は、和歌山県町村会長の職にあるものが行う。

附 則（昭和49年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

附 則（昭和53年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から適用する。

附 則（昭和56年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和57年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和58年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和59年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和60年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和61年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和62年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成元年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成2年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成4年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成7年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成10年規約第1号）

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規約第1号）

この規約は、平成12年4月1日から施行し、伊都地方休日急患診療所・病院群輪番制事務組合に係る部分については平成9年7月9日から、熊野川地域広域組合に係る部分については、平成11年3月26日からそれぞれ適用する。

附 則（平成14年規約第1号）

この規約は、平成14年4月1日から施行し、新宮市東牟婁郡町村児童養護施設事務組合に係る部分については、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成16年規約第1号）

この規約は、知事の許可のあった日から施行する。ただし、第4条の改正規定は平成

16年5月1日から施行する。

附 則（平成16年規約第2号）

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規約第1号）

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規約第2号）

この規約は、平成17年5月1日から施行し、紀南学園事務組合に係る部分については、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年規約第3号）

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規約第4号）

この規約は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成17年規約第5号）

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年規約第1号）

この規約は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年規約第2号）

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規約第3号）

この規約は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年規約第1号）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規約第2号）

この規約は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年規約第1号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（市町村）

海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

（一部事務組合）

国民健康保険野上厚生病院組合、那賀休日急患診療所経営事務組合、那賀消防組合、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合、有田周辺広域圏事務組合、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合、御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合、御坊広域行政事務組合、紀南地方老人福祉施設組合、富田川治水組合、那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合、伊都消防組合、富田川衛生施設組合、上大中清掃施設組合、那賀老人福祉施設組合、那賀児童福祉施設組合、公立那賀病院経営事務組合、五色台広域施設組合、串本

町古座川町衛生施設事務組合、那賀衛生環境整備組合、橋本伊都衛生施設組合、湯浅広川消防組合、海南海草老人福祉施設事務組合、日高広域消防事務組合、御坊日高老人福祉施設事務組合、新宮周辺広域市町村圏事務組合、紀南学園事務組合、紀南環境衛生施設事務組合、和歌山県市町村職員退職手当事務組合、海南海草環境衛生施設組合、田辺周辺広域市町村圏組合、公立紀南病院組合、田辺市周辺衛生施設組合、那賀広域事務組合、橋本周辺広域市町村圏組合、紀南地方児童福祉施設組合、和歌山地方税回収機構、大辺路衛生施設組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合、御坊市日高川町中学校組合

(広域連合)

和歌山県後期高齢者医療広域連合

別表第2(第3条関係)

第3条第1号に関する事務

(市町村)

海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

(一部事務組合)

国民健康保険野上厚生病院組合、那賀休日急患診療所経営事務組合、那賀消防組合、伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合、有田周辺広域圏事務組合、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合、御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合、御坊広域行政事務組合、紀南地方老人福祉施設組合、富田川治水組合、那智勝浦町太地町環境衛生施設一部事務組合、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合、伊都消防組合、富田川衛生施設組合、上大中清掃施設組合、那賀老人福祉施設組合、那賀児童福祉施設組合、公立那賀病院経営事務組合、五色台広域施設組合、串本町古座川町衛生施設事務組合、那賀衛生環境整備組合、橋本伊都衛生施設組合、湯浅広川消防組合、海南海草老人福祉施設事務組合、日高広域消防事務組合、御坊日高老人福祉施設事務組合、新宮周辺広域市町村圏事務組合、紀南学園事務組合、紀南環境衛生施設事務組合、和歌山県市町村職員退職手当事務組合、海南海草環境衛生施設組合、田辺周辺広域市町村圏組合、公立紀南病院組合、田辺市周辺衛生施設組合、那賀広域事務組合、橋本周辺広域市町村圏組合、紀南地方児童福祉施設組合、和歌山地方税回収機構、大辺路衛生施設組合、伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合、御坊市日高川町中学校組合

(広域連合)

和歌山県後期高齢者医療広域連合

第3条第2号に関する事務

(市町村)

海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野

町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町

(一部事務組合)

御坊市日高川町中学校組合

別表第3(第5条関係)

選挙区	選挙区の区域	議員定数
第1区	海草郡、和歌山市、海南市	1人
第2区	紀の川市、岩出市	1人
第3区	伊都郡、橋本市	1人
第4区	有田郡、有田市	1人
第5区	日高郡、御坊市	1人
第6区	西牟婁郡、田辺市	1人
第7区	東牟婁郡、新宮市	1人